



ほろのべの恋

2016年 7 月号
(平成28年) NO.621



▲幌延小学校大運動会

- ほろのべ議会だより第90号
- 幌延町国民健康保険の運営状況について
- 後期高齢者医療被保険者のみなさまへ
- 空き家・空き地の情報提供のお願いについて
- 各種採用試験について
- 高齢者向け給付金について
- 地域おこし協力隊通信 Vol.8
- ねんきん通信
- 幌延町オリジナルフレーム切手を制作しました!!



▲幌延中学校体育大会

▼問寒別小中学校大運動会





ほろのべ

北緯45度のまち

議会だより

第90号

発行 北海道幌延町議会
編集 議会報編集委員会
電話 01632-5-1111
FAX 01632-5-2971

第3回 幌延町議会 臨時議会

5月24日

おもな内容

- 第3回幌延町議会臨時会…………… 2
- こども議会・情報推進常任委員会… 3
- まちづくり常任委員会…………… 4
- まちづくり常任委員会道外視察… 5

▽報告第1号

専決処分分の報告について

稚内市で駐車場に公用車を駐車中に、相手方家用車のドアに接触した事故の損害賠償で、賠償額は13万4千円。

▽承認第1号

専決処分分の承認について

平成27年度一般会計補正予算で、3月30日付で9千5百72万円を追加した。

▽承認第2号・第3号

専決処分分の承認について

幌延町税条例の一部改正で、行政不服審査の不服申立手続において異議申立を廃止し、審査請求に一元化されたことによる、行政不服審査法の改正と整合させるための改正と、関係条例の改正。

▽議案第1号

町長等の給与に関する条例等の一部改正について

町営住宅使用料等に係る不適正な事務処理により、町政に対する信頼を失ったことについて責任をとり、町長及び副町長の給料1カ月分を減額する。
○町長71万円（月額）を63万9千円に減額。
○副町長60万円（月額）を54万円に減額。

▽議案第2号

幌延町国民健康保険税条例の一部改正について

課税限度額を現行85万円から89万円にし、軽減判定所得の算定において、5割軽減対象世帯を26万円から26万5千円、2割軽減対象世帯を47万円から48万円に

引き上げる改正。

▽議案第3号

幌延町商工業等振興促進条例の制定について

本町で商工業を営む個人及び法人等に対しての補助制度の制定。本町に本店または支店を有する事業者が行う新築、改築等に対して補助対象経費の50%（上限1千万円）以内を補助する。
問 交付金交付年度内に事業完了とあるが、年度をまたぐ場合はどうするのか。
答 年度内完了を前提としているが、状況に応じて対応を考える。

問 商工業者に限るのか。

答 農協なども考えられる。

問 条例制定において、パブリックコメントをしない理由は何か。

答 施策を早期に実行に移さなくてはならないことから、時間がなかった。

▽議案第4号

財産の取得について

除雪専用車（7t）を2千8百13万円で購入。

▽議案第5号

一般会計補正予算

ふるさと創生基金、まち

・ひと・しごと創生事業、幌延地圏環境研究所支援事業等。

議長発言に係る訂正とお詫び

本年5月12日に、福島県楢葉町議会が行政視察でご来町された際に、幌延町議会議長の発言について、5月19日付の北海道新聞に、幌延町議会議長が、「基本的に私共は、研究には期限がないと理解している」、「納得いくまで研究してほしいというのが町の願い」と発言したと掲載されました。

このことは、町、議会の意見ではなく、私個人の思いでありました。公の場での発言としては不適切なものでありました。

私の不適切な発言で、関係者の皆様、町民の皆様に多大なるご心配、ご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、前述の発言が個人的な考えからのものでありましたことを訂正させていただきます。

幌延町議会議長

植村 敦

幌延町 こども議会 5月13日

幌延町議会では、次世代を担う子ども達が議会の仕組みや町の将来について考え、質問する「幌延町こども議会」を5月13日(金)に開催しました。

目的や質問内容及び答弁要旨は、『ほろのべの窓』6月号に掲載されましたので、ここでは子ども達の感想を一部抜粋して掲載します。

「こども議会」を終えて

○初めての議会で緊張しましたが、議会の内容がよく分かり、楽しかったです。自分の意見をしっかりと伝えることができ、



答弁も納得する答えで、町長の考えがすごいと思いました。

○大人にはあまり分からないことを、子どもから意見を言うことで、幌延町を少しでも良くするポイントだと感じました。

○「議会の大切さ」「これからの幌延」など、色々なことを学びました。この貴重な体験を、これからの生活に活かしていきたいです。

○普段、幌延町のことを考えたことはありません。

したが、こども議会をやることになってから、町の建物や道路を観察してみたり、町の人に困っていることを聞くなどして、町のことを考えるようになりしました。今回学んだことを、中学校生活や18歳になって選挙権を得た時に思いだし、自分の人生に活かしていきたいと思いました。

○まちづくりは難しいと思っていました。町長さんの話を聞いて興味が出てきました。現実には、

○「こども議会」を終えて、今後の課題について委員の意見を聴取した。

「こども議会」について

○子ども達の感想文から、我々が当初目指していた思いが伝わっていたと感じた。幌延中学校のご協力に感謝申し上げます。

○我々も子ども達も良い経験をしたと思う。町民の方も良い試みだったと言ってくれている。選挙権が18歳に与えられる中で、子ども達が政治について考える良い機会になったという意見もいただいた。

○緊張している子が多かったです。議会の形式にとらわれ過ぎたかなと思う。町長の答弁が難しかったと書いている子が何

簡単になんか出ることが出来ないこともあると分かりました。今回質問した意見は、これからの幌延町にとって役立つものだと

とと思いました。

○選挙権が与えられる18歳になつたら、しっかりと投票し、地域社会に貢献していきたいと思えます。

第3回 情報推進常任委員会報告

6月8日



人かいた。子どもの分かる言葉で答弁して欲しいなと思った。

○参加する側も、見ている側も良い結果になったと思う。我々も子ども達の様子を見て、また一層議員活動に励みたいと思つた。今回、大勢の方が傍聴に来てくれたが、我々の議会にも同じくらい来てもらうにはどうしたら良いかと、改めて考えさせられた。

第5回 まちづくり常任委員会報告

4月18日

○調査事項

(1)平成27年度幌延町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について

地方創生加速化交付金が3月29日付で交付決定されたのを受け、歳入歳出の補正額合計9千5百72万6千円の増額。まち・ひと・しごと創生事業の事業費の1千3百81万2千円を繰越明許費として設定。

問 バイオマス利活用可能性調査は2年目だが、何か形ある物が出来上がってくるのか。

答 平成27・28年度の事業については、成果物の公表を予定している。

(2)地方創生の取り組みについて

①地方創生加速化交付金で採択された事業は、官民協働による議論を行い、地域間連携を視野に入れた町の賑わい創出、産業振興の地域振興(観光)計画の策定を行うことを目的としたも

の。

問 バイオマス利活用の調査もいいが、先進地の視察調査に予算を付けるという話ではなかったか。

答 視察も予定している。

問 道の駅、川の駅のようなものの場所は絞られているのか。

答 具体的な場所の絞り込み等は行っていない。イメージとしては、バイパスの延伸に合わせて考える。

②幌延町商工業等振興促進補助制度を、商工業活動の促進、消費者の利便性向上、従業員確保の支援等を目的に制定する。

問 会社で住宅を建てる場合に、民営賃貸住宅建設促進助成を使えるのか。

答 新築の賃貸住宅に関しては、助成制度が使える。

問 農家の6次産業の立ち上げの場合、商工会に加入しないと補助制度は使えないのか。

答 商工会に入れば間違いな

く使えるが、酪農部門は今内部で農業政策に関して協議している。

(3)幌延地圏環境研究所への支援について

国の補助金の減額が、平成17年度をピークに続いてるので、研究費を確保するために財政的支援をする。事務職員1名の人件費、約3百50万円を考えている。

問 補助金が年々減っていることと、地圏の運営はリンクしていない感じがする。

答 研究費も確保しづらく、研究員の待遇も上げられないという悩みを受けており、人件費を町でもつことにより浮いた分を研究費に廻してもらえればと思う。

問 本当に町で人件費分出しているという裏付けは。

答 地圏は、町でいえば1つの特別会計と考えてもらえばいいかと思う。中身の確認は出来ると思う。

(4)幌延町認定こども園利用者負担額の改正について

新年度は改正により多子軽減の対象者は8名、ひとり親世帯の負担軽減で無償となった子供は1人いる。

問 改正により、こども園の収入減はどれくらいか。

答 年間で48万円くらい。国が収入減の財源の面倒をみるようになっていく。

(5)その他

○医師確保について

4月1日以降の契約更新の際に、所長より3カ月ごとの契約をしながら、新しい医師を確保して欲しいと話があった。後継者を見つけるまでは今までと同じ。

問 現状はどうか。

答 相手がある話なので、そう簡単にはいかないと思っ

ているが、一生懸命頑張る。

○町営住宅使用料の不適用処理の対応状況について

問 自主返納という形が正當なのか。何か協議したのか。

答 損害賠償金の請求ということ。相手方とお話をし、納めますとなると自主納付、応じない場合は裁判になる。

問 もし納めていただいた場合、その後委員会を開いて処分が決まるのか。

答 納めていただいてから、審査会を開きたい。状況によって懲罰の考えが変わってくる。

第6回 まちづくり常任委員会報告

5月13日

○調査事項

(1)町営住宅使用料等の不適切な事務処理に係る処分について

問 こういう結果に至った原因は何か。

答 20年度にシステムを入れて使用。しかし、不具合が生じ、修正するソフトが送られて来たが、担当者がその適用作業を27年度までに

18回あったのをしていたため。

問 今後のチェック体制は。

答 更に検証し、再発防止策を講じていくつもりで、係長制を復活させ、仕事の準備範囲と責任を自覚し、部下の仕事を監督するなど、今後出す再発防止策と併せて適正な事務を進めて行くよう努める。



丸越工業(株)にて

まちづくり常任委員会

道外視察

5月25日~28日

石川県

幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられている事業は、人口減少に歯止めをかけ、将来のまちづくりのための重要な施策

であり、実現に向けた協議検討が必要となっております。今回は、そのための各種制度等の可能性を調査し、いろいろな事案に対する検討の基礎知識を得るために、先進地視察を行いました。

5月26日(木)

石川県七尾市・珠洲市

・原土山く珪藻土の切出し現場視察

・イソライト珪藻土記念館く珪藻土で出来ているピザ窯や各種商品の見学

・丸越工業(株)く耐火断熱煉瓦の製品作成経過の視察(操業昭和7年の耐火断熱煉瓦、珪藻土製品を販売)

今回、幌延町産の珪藻土の一部を町内事業所の方よりいただき、イソライト珪藻土記念館長より製品性質特質等を研究していただけたことになったので、サンプルとして置いてきました。その結果を待って、改めて委員会報告とします。



穴水町役場前にて

5月27日(金)

石川県穴水町

① 移住・定住政策、合宿誘致、移住定住支援制度には、新築、リフォーム等奨励金、Ｉターン・Ｕターンファミリーに移住暮らしの応援補助、同居リフォーム支援、宅地無償分譲がある。23年からの取り組みで、これまでの申請者数31件、町外からの移住人口36人で、町内を含むと1百9人の定住人口増の実績がある。Ｉターン1件、Ｕターン1件と、その実績がある。短期移住体験住宅も実施され、過去5年で4組の移住につなが

った。

この成果には、首都圏における情報発信が重要であるとのことだった。ふるさと回帰支援センターに登録し、セミナーの実施、首都圏での各種イベント参加、移住希望者へのアプローチ等の必要性も説明された。

② 新規産業や起業支援の各種施策
開業実績3件、これからの予定2件。担い手支援についても実績がある。

① 移住定住促進事業

5月27日(金)

石川県宝達志水町

① 移住定住促進事業



宝達志水町にて

・住宅新築等奨励金

この制度実績は27年度26件で、制度開始の17年度からだと1百26件利用されている。40歳未満の方が対象。その他制度に、若者通勤サポート事業、三世代ファミリー同居・近代化促進事業補助金など、13項目の施策説明を受けた。

② 生活交通対策

・デマンドタクシー運行
時間や路線が大まかに決まっている相乗りのタクシーで、1回5百円。
・コミュニティバスをスクールバスの運行空き時間を活用し、町内の全域巡回を試験運行中。

委員会としては、今後視察報告をまとめ、担当課と連携を密にし、議会報告会を通じ町民の皆さんと幌延らしい施策・制度の構築を目指します。

議会報編集委員会

- 委員長 西澤 裕之
- 副委員長 鷺見 悟
- 委員 高橋 秀之
- 委員 斎賀 弘孝

★幌延町国民健康保険の運営状況について

国民健康保険は、職場の健康保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など）に加入されている方や75歳以上の方、生活保護を受けている方を除く全ての方が加入する保険で、万が一の病気やケガなどに備えて加入者の方に保険税をご負担いただく相互扶助の制度です。

国民健康保険は、医療給付などにかかる費用の総額を、国・北海道などから交付される補助金や交付金などと、加入者の方が納めた保険税により運営することとなっています。

（１）加入者の状況

国民健康保険加入状況は、平成28年4月末日現在で世帯数が365世帯、被保険者数が640人で、町民の約3割の方が国民健康保険に加入しています。（表1参照）

表1 幌延町国民健康保険加入率（平成28年4月末日現在）

幌 延 町	国民健康保険加入	加 入 率
1,268世帯	365世帯	28.8%
2,411人	640人	26.5%

（２）保険給付の状況

平成26年度決算の1人当たり総医療費は310,876円、全道平均1人当たり総医療費は369,929円で、全道平均より下回っております。（表2参照）

表2 1人当たり総医療費と平均被保険者数の推移

【北海道国保医療課公表資料】

年 度	幌 延 町	全 道 平 均	全道ランキング	平均被保険者数
23年度	289,453円	348,960円	132 / 157	725人
24年度	271,554円	353,697円	150 / 157	713人
25年度	281,522円	364,012円	147 / 157	683人
26年度	310,876円	369,929円	134 / 157	653人
27年度	290,629円	－ 円	－ / －	629人

※1人当たり総医療費とは、自己負担額を含めた総医療費を被保険者数で割った額。

（３）国民健康保険税の状況

平成26年度決算の1人当たり保険税調定額は119,340円、全道平均1人当たり保険税調定額は93,167円で、全道平均より上回っております。1人当たり平均所得に対する保険税負担率は平成25年度の全道平均とほぼ同じとなっております。平成30年度の国保都道府県化移行年度に被保険者みなさまの急激な負担増とならないように、この保険税水準を保ち平成28年度の保険税率は据え置くこととしました。（表3参照）

表3 1人当たり保険税調定額と1人当たり平均所得に対する保険税負担率の推移

【北海道国保医療課公表資料】

年 度	幌 延 町		全道平均		保険税調定額 全道ランキング
	保険税調定額	保険税負担率	保険税調定額	保険税負担率	
23年度	64,237円	7.7%	92,717円	14.3%	154 / 157
24年度	85,465円	11.3%	92,580円	12.1%	121 / 157
25年度	113,073円	14.2%	93,670円	13.7%	43 / 157
26年度	119,340円	14.0%	93,167円	－ %	33 / 157
27年度	127,734円	13.2%	－ 円	－ %	－ / －

※1人当たり保険税調定額とは、保険税現年度調定額を平均被保険者数で割った額。

（４）平成28年度幌延町国民健康保険特別会計予算の状況

国民健康保険事業の歳出に対する歳入は、保険税のほか、国や北海道などが負担する支出金や交付金と幌延町一般会計からの繰入金などで賄われています。（図1参照・表4参照）

一方、歳出は、加入者の医療費や高額療養費、出産育児一時金などの保険給付費が、約1億5千万円で会計の53%を占めています。（図1参照）

図1 平成28年度幌延町国民健康保険特別会計予算

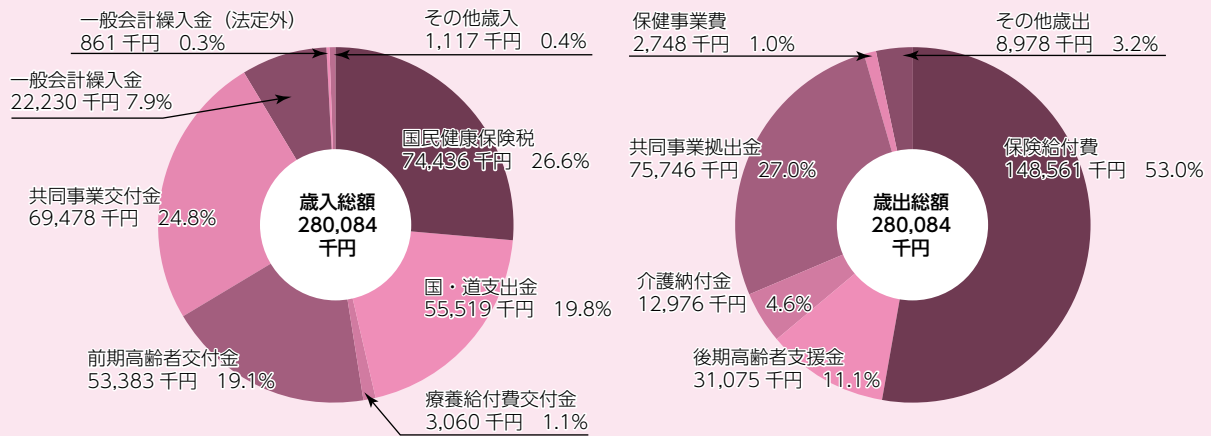


表4 一般会計からの繰入金

一般会計繰入金	26年度決算	27年度決算見込	28年度予算
法定内繰入金	22,137千円	24,247千円	22,230千円
法定外繰入金	5,000千円	0千円	861千円
計	27,137千円	24,247千円	23,091千円

※法定内繰入金とは、保険税の軽減分や出産育児一時金、職員給与費などを支援するための繰入金のこと。
 ※法定外繰入金とは、歳出に対する歳入の財源不足を補うこと（赤字補てん）を目的とした繰入金のこと。

平成28年度の国保税率などは、表5のとおりです。本年度は、保険税率（所得割・資産割・均等割・平等割）を据え置きますが、賦課限度額や2割・5割の軽減判定所得基準については、国の改正内容と同様に改正いたします。（表5・6参照）

加入者の皆さまには、幌延町国民健康保険事業運営へのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

表5 幌延町国民健康保険税率など比較表

区分	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課限度額	法定限度額	
医療給付費分	改正前	5.80	39.30	26,000	28,000	52万円	54万円
	改正後	所得割・資産割・均等割・平等割は改正なし				54万円	
後期高齢者支援金等分	改正前	1.80	9.50	6,000	6,000	17万円	19万円
	改正後	所得割・資産割・均等割・平等割は改正なし				19万円	
介護納付金分	改正前	1.00	6.90	7,000	6,000	16万円	16万円
	改正後	所得割・資産割・均等割・平等割は改正なし				16万円	
合計	改正前	8.60	55.70	39,000	40,000	85万円	89万円
	改正後	所得割・資産割・均等割・平等割は改正なし				89万円	

※所得割とは、総所得金額から33万円を控除（基礎控除）した額に率を乗じて得た額、資産割とは、固定資産税額（償却資産分除く）に率を乗じて得た額、均等割とは、加入世帯の人数に応じて課される額、平等割とは、加入する1世帯当たり課される額です。保険税額はこれらを合算して算出しますが、その合算額が賦課限度額を超える場合には、賦課限度額となります。

表6 軽減判定基準の比較表

軽減区分	改正前	改正後
7割軽減	世帯の所得が33万円	世帯の所得が33万円 【改正なし】
5割軽減	33万円 + (26万円 × 被保険者数)	33万円 + (26.5万円 × 被保険者数)
2割軽減	33万円 + (47万円 × 被保険者数)	33万円 + (48万円 × 被保険者数)

住民生活課 税務保険グループ保険係（電話：5-1115 告知端末機：5-8812）

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

～保険証（被保険者証）の斉更新のご案内～

■保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成28年7月31日です。

※8月以降は使用できません。

7月11日（月）から新しい保険証の更新手続きを行います。

※更新手続きには、印鑑と現在お持ちの保険証が必要です。

- 新しい保険証の有効期限は、平成29年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場住民生活課税務保険グループまでお申し出ください。

新しい保険証は水色です

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成28年7月31日です。

※8月以降は使用できません。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は、保険証とともに減額認定証を交付しますので、8月1日以降は交付された黄緑色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、役場住民生活課税務保険グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	○老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証は黄緑色です

■医療費通知を全受診者へ送付します

これまでは**希望者**にお送りしていましたが、平成28年9月送付分より**全受診者**（平成28年1月～6月に受診された方）にお送りします。なお、発行時期は9月と翌年3月です。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H26年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H26年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

※確定申告（医療費控除）の際の添付資料としては使用できません。
※この通知は皆様の受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

◆医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

■お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階 電話 011-290-5601

住民生活課

税務保険グループ

電話 5-1115

告知端末機 5-8812

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成29年 7月31日	
被保険者番号	01234567
被 住 所	広城市連合町1丁目
保 険 者 氏 名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成28年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011010 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成28年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
被 住 所	広城市連合町1丁目
保 険 者 氏 名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	平成28年 8月 1日
有効期限	平成29年 7月31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	平成28年 8月 1日 保険者印 印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011010 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

空き家・空き地の情報提供のお願いについて

幌延町では、地域社会を維持するため、地方創生事業を展開して人口減少を最小限に食い止める取組を進めています。

その一環として、町内の空き家・空き地の実態を把握し、「幌延町空き家バンク（仮称）」を立ち上げ、空き家等の有効活用によって地域への人の流れを促進させる事業に取り組んでいます。

【空き家バンクとは？】

空き家・空き地の賃貸・売却を希望する人から申込みいただいた情報を、町ホームページや広報誌等により広く紹介するマッチングの場を提供する仕組みで、町内への移住や定住を促進することを目的としています。

※交渉・契約は当事者同士で行っていただきます。

そこで、町内に固定資産をお持ちの皆様のうち、

①空き家・空き地をお持ちで、物件の賃貸・売却をご希望の方

②現在使用しているが、近い将来、空き家・空き地として物件の賃貸・売却をご希望の方がおられましたら、所有される物件の意向について、アンケート調査票を送付させていただきますので、担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

また、今後、皆さまから物件の詳細情報をお知らせいただくために、ご自宅などにお伺いする場合がありますので、ご協力よろしく申し上げます。

幌延町・空き家バンク(仮称)

空き家バンクの仕組み



問い合わせ先：産業振興課 企画振興グループ

電話：01632-5-1113(内線232・233・234・235) 告知端末：5-8814 FAX：01632-5-2971

Eメール：kikaku@town.horonbe.hokkaido.jp

「ふるさと納税」返礼品ご紹介

6月1日からふるさと納税のクレジットカード決済を導入しました！

今月は、ふるさと納税の返礼品「行先板」をご紹介します。

「行先板」は、列車の行き先を示すため車体側面などに設置されるもので、町内8駅すべてのデザインがあります。

金属性の高級感ある仕上がりで、お部屋に飾るとってもオシャレなアイテムです。10,000円のふるさと納税で、この行先板を含めストラップ、記念きっぷの3点セットを進呈しております。



問い合わせ先

産業振興課企画振興グループ

電話：01632-5-1113 (内線232・233・234・235) FAX：01632-5-2971

まちの

話題



5月28日



幌延中学校
体育大会



問寒別小中学校
大運動会

5月29日



勝利への鍵

～最後まであきらめない心～



協力しながら
絆を深めよう



運動会特集

6月11日



幌延小学校
大運動会



最後まで全力で戦いぬこう
～ゴールをめざしてレッツゴー～



5月17日 木



特殊詐欺被害 防止訓練



天塩警察署協力のもとセイコーマートほろのべ店において防犯訓練が行われました。

近年増加している電子マネーを架空に請求し、コンビニなどで購入させる特殊詐欺を防ぐため、来店された方が電子マネーを大量購入する際や、購入時の様子に異変がないかなどを店側が注意して販売するよう、天塩警察署職員から注意喚起がありました。

5月15日 日



第28回ミニバレーボール 親睦大会



地域全体の体力づくりやミニバレーボール愛好者の交流を深めることを目的として、幌延町総合体育館においてミニバレーボール親睦大会が開催されました。

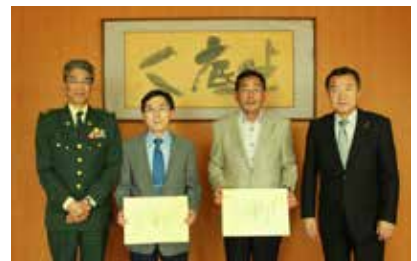
幌延町、利尻富士町、猿払村、天塩町、羽幌町から参加した男子9チーム、女子11チームにより熱戦が繰り広げられ、男子はmagicチーム（幌延町）、女子はシンデレラチーム（幌延町）が優勝を飾りました。

5月18日 水



自衛官募集 相談員委嘱式

幌延町の自衛官募集相談員として、早坂浩徳さんと森崎英典さんが委嘱されました。交付式は町長室で行われ、幌延町長と自衛隊旭川地方協力本部長との連名による委嘱状が手渡されました。



5月18日 水



平成28年度町内会長会議

幌延町の各町内会長が一堂に会し、町からの会計予算、各施策等の説明が行われました。意見交換及び質疑応答の際には、各町内会長から町内で抱える問題や町への要望等について議論されました。



4月29日 金

5月20日 金



春のクリーン作戦 問寒別地区 幌延地区

毎年、各団体の協力により行われている春のクリーン作戦が問寒別地区と幌延地区で行われました。両地区ともに多くのボランティアが集まり、道路沿いなどに落ちているごみを拾いました。



▲幌延地区



▲問寒別地区



5月22日



春季消防演習



幌延町消防団の春季消防演習が開催されました。幌延支署車庫前庭での屋外式（開団、通常点検、ポンプ操法など）に続き幌延市街を分列行進したほか、模擬火災では本番さながらの消火作業で、見物していた住民に頼もしい姿を披露しました。



5月20日



問寒別小中学校生徒会が募金活動を報告



問寒別小中学校生徒12名による熊本地震災害被災者への募金活動が行われました。平成28年5月12日から13日の2日間にわたって、問寒別小中学校や幌延町農協問寒別支所前でわれ、同月20日に日本赤十字社幌延町分区へ活動報告及び集められた募金が届けられました。

集められた募金24,445円は、日本赤十字社を通して、義援金として被災者の方々に届けられます。



5月24日



幌延深地層研究計画 住民説明会



国際交流センターで平成28年度幌延深地層研究計画住民説明会が開催されました。多くの住民が出席するなか地層科学研究や環境モニタリング、開かれた研究などの報告があり、その後質疑応答が行われました。



5月23日
5月25日



入牧



平成28年度の町営草地への預託牛の入牧が行われました。町内の酪農家から預託された700頭以上もの若牛たちが広い牧場に放され、約半年間育てられます。



5月24日



「オリジナル フレーム切手」 制作発表会



幌延郵便局長と町長により、幌延の景色や動植物が色鮮やかに写された幌延町「オリジナルフレーム切手」の制作発表会が行われました。



5月28日



道道豊富遠別線花壇整備



道道豊富遠別線の花壇の花植えを、第7町内会、第9町内会、第10町内会、さくら町内会の皆さんと役場職員で行いました。好天にも恵まれ、歩道が明るい花でいっぱいになりました。



6月5日



車椅子ソフトボール体験会

総合体育館駐車場にて車椅子ソフトボール体験会が行われました。北海道NorthlandWarriorsの皆さんの指導を受けながら、小学生から大人まで、車椅子に乗りながら投手、打者、守備等の体験をしました。



6月4日



「親と子のよい歯のコンクール」宗谷地区大会で優秀賞受賞



「親と子のよい歯のコンクール」宗谷地区大会において、幌延町から上野あいさん・竜也くん親子が優秀賞を受賞しました。

お二人は、普段から虫歯に気を付けて過ごされているようで、これからも1日3回しっかり歯みがきしていきたいとのこと。



6月9日



テシオコザクラ観察会

地域おこし協力隊主催でテシオコザクラ観察会を開催しました。3年ぶりの一般開放ということで多くの方が参加し、群生地ではテシオコザクラやテシオソウの撮影や観察を楽しみました。



人権の花運動

幌延小学校
問寒別小中学校

5月27日
6月7日



▲幌延小学校



▲問寒別小中学校



幌延小学校と問寒別小中学校で人権の花運動が実施されました。生徒・児童が協力しあいながら、配付された花の種子や球根を花壇やプランターへ植えました。

『幌延町酪農・肉用牛生産近代化計画』を策定

この計画は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、5年ごとに策定することとなり、この度、幌延町では、酪農及び肉用牛生産の健全な発達並びに農業経営の安定を図り、あわせて牛乳、乳製品及び牛肉の安定的な供給に資するため、平成37年度を目標に『幌延町酪農・肉用牛生産近代化計画』を策定しました。

計画については、ホームページ及び産業振興課農林グループにて閲覧できます。

天塩警察署・幌延町・天塩町合同開催 『天塩地区安全・安心フェスティバル』

○実施日時及び実施場所

・平成28年8月6日(土) 11:00~17:30

天塩町(天塩小学校体育館、天塩小学校前道路上、ミレニアム公園など)
「安全・安心パレード」、特殊詐欺寸劇、展示・体験ブースの設置 他

・平成28年8月7日(日) 9:30~11:30

幌延町(幌延町総合体育館)
幌延中学校吹奏楽部及び北海道警察音楽隊の合同演奏
北海道警察音楽隊及びカラーガード隊による演奏会

※『天塩地区安全・安心フェスティバル』の詳細い内容については、近くなりましたら別途告知端末機でお知らせいたします。

食中毒予防対策について

これから気温が上がり、食中毒が発生しやすい季節を迎えます。大切な家族を守るためにも、以下の点に注意して食中毒を予防しましょう。

- (1) 食事、調理の前には、手指を石けんで洗いましょう。また、子供には給食を食べる前に手指を洗うように教えましょう。
- (2) 包丁、まな板、ふきんなどは流水でよく洗い、塩素剤等で消毒しましょう。
- (3) 調理する時は十分に加熱し、調理後はできるだけ早く食べましょう。また、調理後に食品を保存するときは、できるだけ早く冷蔵庫に入れましょう。
- (4) 井戸水、受水槽を使用している場合には衛生管理に留意し、なるべく加熱してから飲むようにしましょう。
- (5) 汚染された食品から他の食品への汚染を防ぐため、包丁・まな板は肉・魚・野菜で分け、それぞれラップで密封して冷蔵庫に保存しましょう。
- (6) 嘔吐、下痢等の症状がある場合には、直ちにかかりつけの病院を受診してください。

運転免許更新時講習のお知らせ

違反運転者講習(2時間)

7月5日(火) 15時から
天塩町社会福祉会館

初回更新者講習(2時間)

7月5日(火) 10時から
天塩町社会福祉会館

一般運転者講習(1時間)

7月5日(火) 13時45分から
天塩町社会福祉会館

優良運転者講習(30分)

7月5日(火) 13時から
天塩町社会福祉会館

幌延町女性防火クラブ主催 『防災フェスティバル2016』

1. 実施日時 ※雨天決行
平成28年7月23日(土) 10:00~11:30
2. 実施場所 消防署幌延支署敷地内
3. 実施内容
 - ・煙体験や初期消火体験などの各種体験ブースの開設
 - ・飲料や綿あめなどの無料提供
4. 協賛
雪印メグミルク株式会社幌延工場
皆様のご来場をお待ちしております。

平成28年度要約筆記者養成講座(前期)受講者募集のお知らせ

現在、一般社団法人北海道身体障害者福祉協会では「平成28年度要約筆記者養成講座(前期)」の受講者を募集しています。詳しくは主催者に直接お問い合わせください。

記

- (1) 募集定員 40名程度
(手書き部門・パソコン部門 各20名)
- (2) 開催日時 平成28年9月17日(土)、18日(日)
10月22日(土)、23日(日)
11月26日(土)、27日(日)
12月17日(土) 全7日間
- (3) 開催場所 道民活動センタービル
(札幌市中央区北2西7)
- (4) 受講料 無料。ただしテキスト代等の自己負担(約4,500円)があります。

(5) 申込期間 平成28年8月10日(水)までに所定の様式の申込書で申し込むこと。

(6) 主催者
一般社団法人 北海道身体障害者福祉協会
住 所 札幌市中央区北2条西7丁目
道民活動センタービル4階
電 話 011-251-1551
FAX 011-251-0858

※ ホームページから申込書をダウンロードできます。

北海道身体障害者福祉協会ホームページ
<http://www.hokusinkyoo.or.jp/hikkikouza.htm>

高齢者向け給付金

平成28年7月11日（月）まで受付中

町では、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、「高齢者向け給付金」を支給します。給付金の概要については、次のとおりです。

1. 支給対象者 次の①～③の全ての条件を満たす方

- ①平成27年1月1日時点（基準日）で幌延町に住民登録がされている
- ②平成28年度中に65歳以上となる者(昭和27年4月1日以前生まれ)
- ③平成27年度分町民税（均等割）が課税されていない（非課税者）

※課税されている方の扶養となっている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

2. 支給額 給付対象者1人につき30,000円

3. 申請方法 幌延町広報誌『ほろのべの窓』4月号に申請書等を折り込んでいますので必要事項の記入を行い、関係書類を添えて郵送・持参等により、保健福祉課戸籍福祉グループまたは問寒別出張所へ提出してください。

※ 基準日以降に転出された方には、別途申請書等を郵送します。

「高齢者向け給付金」に関するお問合せ専用ダイヤル

厚生労働省では、高齢者向け給付金に関する一般的な問合せに対応するため、専用ダイヤルを設置しています。

制度の概要についてのお問合せは、下記専用ダイヤルをご利用ください。

○厚生労働省「高齢者向け給付金」 [0570-037-192](tel:0570-037-192)

○受付時間 平日の午前9時から午後6時まで

「高齢者向け給付金」をよそおった

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐欺”にご注意ください!!

- ・市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ・市町村や厚生労働省などが、「高齢者向け給付金」を支給するために、手数料の振込を求めること等は絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、迷わず、役場や警察署（又は警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。



担当:保健福祉課戸籍福祉グループ(電話:5-1115、告知端末:5-8813)

金銭トラブルは「少額訴訟」でスピード解決!

簡易裁判所の民事訴訟の中でも**少額訴訟**は、少額(60万円以下)な金銭トラブル(敷金の返還、ネットオークションの代金請求など)を、迅速に解決することを目的とした特別な手続です。

少額訴訟には次のようなメリットがあるんですよ。

- ①**判決までが早い!** 原則**1回**の審理でトラブルを解決
- ②**手続が簡単!**
 - ・備付けの定型用紙で申立ても簡単
 - ・裁判所窓口では、手続案内や説明を受けられる

- ③**トラブルの内容や相手に応じた柔軟な解決ができる!**

相手方の支払能力を考慮して、分割払や支払の猶予などを認める判決が可能

少額訴訟についてもっと詳しく知りたいという方は、

裁判所ウェブサイトの「裁判手続の案内」ページの「簡易裁判所の民事事件Q&A」

(http://www.courts.go.jp/saiban/qa_kansai/index.html) をご覧ください。

裁判所 手続

検索

無料日曜公証相談

(平日も相談はいつでも無料です!)
(要予約 お待たせしないため)

と き 平成28年7月10日(日)
9~15時

と ころ 名寄公証役場
(名寄市西1条南9丁目公証ビル)

内 容 遺言、任意後見、離婚、尊厳死宣言、借地借家の賃貸借、定款、パスポート認証、知的財産権等確定日付等

問い合わせ・予約は、

公証役場 Tel 01654-3-3131

※秘密厳守、平日(9時~17時)も相談無料。

地域の集まり・老人クラブ等の出前講座(無料)についてもご相談ください。

平成28年度裁判所職員採用一般職試験 (裁判所事務官、高卒者区分)

第1次試験日 9月11日(日)

受付期間 1 インターネット申込み 7月12日(火) 午前10時から同月21日(木) まで
2 郵送による申込み 7月12日(火) から同月15日(金) まで

受験資格 平成28年4月1日において高等学校卒業後2年以内の方及び平成29年3月までに高等学校を卒業する見込みの方(平成28年4月1日において中学卒業後2年以上5年未満の方も受験可)

問い合わせ先 旭川地方裁判所事務局総務課人事係 電話(人事係直通) 0166-51-6267

船舶運航技術を学ぶ! シーマン・シップを学ぶ!

国立宮古海上技術短期大学校

本校は、国土交通省の所管する学校で、優秀な船舶運航技術者の育成を目的とし、海と船をフィールドに学んでいます。卒業生には、海技資格における特典が付与され、海運界はもちろんその関連産業を中心に幅広く活躍しています。

夢の進路へ舵をとれ!

船舶職員になるための最短距離です。オープンキャンパスに参加してみませんか?

※オープンキャンパス開催日(4回)

平成28年6月11日(土)、7月2日(土)、7月23日(土)、10月8日(土)

■**選抜区分** AO入試、指定校推薦入試、自己推薦入試、一般入試

(多種多様の選抜方法がございますので、詳しくは下記へお問い合わせ下さい。)

■**資料請求及び選抜区分などに関するお問い合わせ先**

〒027-0024 岩手県宮古市磯鶏2-5-10

国立宮古海上技術短期大学校 教務課 電話0193-62-5316

自衛官採用試験のご案内

平成29年3・4月採用の自衛官などの採用試験を行います。

種目(受験年齢)	採用種目の概要	試験日	受付
自衛官候補生 (男子) [18才～27才未満]	3ヶ月後自衛官へ任官。一生涯の仕事として勤務又は、民間就職希望者は一定期間の勤務で様々な就職掩護施策等を受けます。	9月下旬	随時
一般曹候補生 [18才～27才未満]	部隊勤務を通じて、その主として活躍する隊員を育成。 ※初任給159,500円以上 ※賞与年2回	1次試験 9月16・17日 いずれか1日	8月1日) 9月8日
航空学生 [18才～21才未満]	航空機パイロットなどへ。部隊配属後航空手当60%以上 ※初任給159,500円以上 ※賞与年2回	1次試験 9月22日	8月1日) 9月8日
高等工科大学生徒 (一般) [15才～17才未満]	中学校卒業者(見込含む)の男子が対象。 約3年間は、防衛省職員(非自衛官)となり3学年終了時に自衛官に任官します。	1次試験 平成29年 1月21日	11月1日) 29年1月6日
その他採用試験種目	看護学生・防衛大学校学生・高等工科大学生徒(推薦)他		

※給与等は平成27年4月現在

★問い合わせ先:自衛隊旭川地方協力本部稚内地域事務所
TEL(0162)23-2721

海上保安庁職員(海上保安大学校・海上保安学校学生)募集

海上保安庁は平成29年4月採用の職員(大学校・学校学生)を募集します。

■採用予定人員(※は平成27年度のものです。)

- ・海上保安大学校 ※約50名
- ・海上保安学校 船舶運航システム課程 ※約190名
- 情報システム課程 ※約60名
- 海洋科学課程 ※約10名
- 航空課程 ※約10名

☆採用後は職員となり給与を受給しながら学生として教育を受けます。

- ・海上保安大学校 4年間(卒業後国際航海、研修を含め4年9ヶ月)
- ・海上保安学校 1年間(情報システム課程のみ2年間)

■平成28年度採用試験日程等

☆第一次試験日

- ・海上保安大学校 10月29日(土)、10月30日(日)
- ・海上保安学校 9月25日(日)

☆受付期間

- ・海上保安大学校
- インターネット 8月25日(木)～9月5日(月)
- 郵送・持参 8月25日(木)～8月29日(月)
- ・海上保安学校
- インターネット 7月19日(火)～7月28日(木)
- 郵送・持参 7月19日(火)～7月21日(木)

■受験資格

- ・海上保安大学校
平成28年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者及び平成29年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者等
- ・海上保安学校
平成28年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して5年を経過していない者及び平成29年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者等
※海上保安庁ホームページでも詳細を確認できます



★問い合わせ先:稚内海上保安部管理課 稚内市開運2丁目2番1号
TEL(0162)22-0118

7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です。
本運動推進に向けた内閣総理大臣のメッセージをご紹介します。

第66回 “社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～ の推進に当たってのお願い

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行のない社会をつくることは、全ての国民が活躍することのできる国づくりの礎です。そのためには、あやまちを犯した人が、二度と同じあやまちを繰り返すことなく立ち直ることができるよう、地域の中で、適切な「仕事」や「居場所」などの生活基盤を確保することが大切です。特に、薬物依存症等立ち直りに特に困難を抱える人の社会復帰には、官と民が協力し、息の長いケアを行うことが欠かせません。私自身、刑務所や更生保護施設を訪問させていただき、あやまちから立ち直ろうとする人たちの社会復帰のためには地域の皆様の支えが何より重要であることを実感いたしました。

政府においても、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を控え、「世界一安全な国、日本」をつくり上げるため、再犯防止対策に強力に取り組んでいるところであり、地域の皆様と一層幅広く、緊密に連携してまいりたいと考えております。

国民の皆様には、再犯防止、“社会を明るくする運動”の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」のもと、様々な分野から本運動に、多くの方々に御参加いただけますよう御協力をお願いいたします。

B型肝炎訴訟・稚内説明会

1. 実施日

平成28年7月17日（日）

2. 実施場所

稚内市保健福祉センター 1階
稚内市中央4丁目16番2号
電話：0162-23-4000

3. 説明会の内容

13:00	開場
13:30～14:15	全体説明会 相談会
14:30～15:30	個別相談

4. 説明会・個別相談、訴訟に関するお問い合わせ先

全国B型肝炎訴訟

北海道弁護士事務所

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目

WE S T 12ビル4階

電話：011-231-1941

HP:<http://www.b-kan-sosho.jp/>

説明会にお越しになれない方でも、訴訟へ参加を希望される方、説明資料の送付を希望される方は、お気軽にお電話ください。

地域おこし協力隊通信

vol.8

幌延町に着任してあっという間に5ヶ月が経ちました。休日は、もっぱら釣りや山菜採りをして幌延町を満喫しております。釣りは、スポーツ公園にある三日月湖で雷魚やナマズを狙って奮闘しているのですが、釣れるのはウグイばかりです。今後は天塩川でイトウも狙っていきたいと思います。

5月12日に問寒別生涯学習センターで開かれた「Adina's ほんものCooking」のお手伝いをさせていただきました。化学調味料を一切使わず、素材の旨味を生かして作る料理教室で主婦の方々と子供たちが協力し合って料理されていました。その料理は「春のデトックスミネストローネ」、「全粒粉バナナクッキー」、「チョコレート」、「ローストオニオン」、「豆のペースト」で、皆さんと協力して作った料理は、大変美味しかったです。このようなイベントは地域の方と交流もでき、大切なことだと感じました。今後、協力隊が活動する上で、参考になるイベントのひとつでした。



▲料理教室中の写真です。

▼町ホームページ：協力隊コーナー「Base Town」／▼協力隊Facebook(URL：<https://www.facebook.com/horo.okoshitai/>)

いつの間にか熱中症にならないために

暑い季節になると熱中症への注意が必要です。「北海道は東京と比べ、あまり暑くならないから大丈夫」と思っている方もいると思いますが、北海道でも4月からすでに熱中症による救急搬送が数件あります。外気温や体温、湿度などの条件が揃うと北海道でも熱中症の危険が伴います。熱中症になりにくくするためには、暑さに体を慣らす「暑熱順化」が良いらしく、昔はエアコンなども一般家庭には少なかったのですが、体がその季節に順応して行くことで、熱中症になりにくい体に出来ていたようですが、軽い運動で時々汗をかいたり半身浴で汗をかくだけでも効果的だそうで、発汗後はもちろん日中や夜間でも適切な水分補給を忘れずに行うことが重要です。

熱中症対策として、気象庁ホームページでは気温の分布を図で表示した「最高・最低気温分布予想」をご利用いただけます。また、毎日の天気予報では朝5時に当日日中の最高気温、11時に当日日中の最高気温と翌日朝の最低気温、17時に翌日日中の最高気温と翌日朝の最低気温を発表しています。外出の際や就寝される前にご覧いただくと、熱中症予防へのお手伝いができると思っています。

気象庁「熱中症への注意」のホームページのアドレスは下記のとおりです。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

※お問い合わせ先(月～金曜日) 稚内地方気象台(電話:0162-23-2679)



秘境駅：糠南駅

～今月の駅ノート～

今月の「駅ノート」は、昔、全国の時刻表には掲載されなかった「仮乗降場」の糠南駅です！幌延町内の秘境駅の王様・糠南駅の「駅ノート」は？



幌延町が設置する糠南駅の待合室は、ヨドコウ物置。これが有名なんです！

「地元の者です。こんな糠南駅がこんなに知られているとは…。通学していた頃は、はずかしかったのに…。秘境駅なんて呼ばれるとは…。」

東京から～仙台から、ありがとうございます。また来て下さいね。何かあったら民家の人はやさしいはず!!」

◀取材記者・プチ鉄Y▶

糠南駅ノートは、全国各地からの愛好家で感想が埋め尽くされています。

そんな中、地元の方の書き込みが…。田舎に劣等感を抱くことがありますが、全国の皆様から愛される糠南駅を、ぜひとも誇らしく思っていたきたいものです。

板張りホームは以前の「仮乗降場」の証です。国鉄本社ではなく、地方管理局が低資金で設置した仮の乗降場で、1両編成の列車がはみ出すほど短い「朝礼台」と呼ばれるホームも多く、糠南駅はまさに朝礼台ホームです！

仮乗降場のほとんどが北海道で設置されたもので、その中でも旭川管轄に多く見られました。鉄道駅ではなかったため、全国の時刻表には表示されず、本州から北海道に来た鉄道愛好家が仮乗降場の存在に気づき、時刻表にも乗っていない駅として、好奇心をかき立てる存在だったとか…。

そんな貴重で皆に愛される糠南駅に、秘境駅ウォーキングラリーなどで出掛けてみませんか？

五月定例俳句会

地震止まぬ彼の地思えり桜草

遅咲きのさくら草こそ希望あれ

桜草思ひ出してる孫の図画

病にも一人にも馴れさくら草

賞嘆の声となりけりさくら草

鶯が舞い桜の国のさくら草

幌延ほおずき俳句会

田	富	三	佐	熊	横
中	樫	浦	藤	谷	山
徹	とも	宮	光	千	貞
男	子	吉	朗	恵	雄

「付加年金」で年金受給額を少し増やせます

付加年金とは

国民年金第1号被保険者の方と国民年金に任意加入されている65歳未満の方は、申出により付加保険料400円を定額の保険料に上乗せして納められます。付加保険料を納めると、老齢基礎年金を受給するときに、毎年『200円×付加保険料を納めた月数分』が、老齢基礎年金の年間受給額に上乗せされて受給できます。

付加保険料と付加年金の受給額

付加年金の受給額は、「200円×付加保険料を納めた月数」の式で計算されます。

例えば、付加保険料を5年間（60カ月）納めたときの総付加保険料額の24,000円（400円×60カ月）に対し、65歳から老齢基礎年金といっしょに支給される付加年金の額は年額12,000円（200円×60カ月）となります。付加年金を2年間受給すると、納付した付加保険料総額と同額になります（上記の付加年金額は、65歳から受給した場合の金額です）。つまり、2年間で元金がかえってくるわけです。これは、付加保険料を10年納めた方、40年納めた方についても同じことが言えます。

付加年金は、老齢基礎年金とあわせて受給できる終身年金です。ただし、物価の上下に対応した「物価スライド制度」（増額や減額）などはありません。

一方、付加年金は老齢基礎年金といっしょに支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることとなります。

納付期限を過ぎると納められません

付加保険料を納められる方は、次のとおりとなっています。

- ① 自営業者などの国民年金の第一号被保険者の方に限られます。
- ② 半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方は付加保険料を納められません。
- ③ 60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方も付加保険料を納めることができます。
- ④ 国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納められません。

付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。なお、納付期限を過ぎると納められません。また、口座振替や割安になる前納制度も設けられています。

納付をやめても掛け捨てになりません

納付期限は翌月末日（休日・祝日の場合は翌営業日）です。

付加保険料の手続きと相談先は、住所地を管轄する年金事務所（幌延町は稚内年金事務所）または役場保健福祉課戸籍福祉グループ（国民年金窓口）となっています。

なお、付加保険料を納付している方は、いつでも任意のときに申し出て、その納付をやめることができますが、その場合でも掛け捨てにはなりません。

農業者年金の加入者は必ず納めます

農業者年金制度は、他の公的年金制度と同様に「老後生活の安定・福祉の向上」を目的として、年金事業を通じた農業政策上の目的をもあわせもった制度です。

農業者年金制度は、昭和46年1月に発足して以来、経営移譲年金等の給付を行うことにより、専門的農業者の老後生活の安定とともに、適切な経営移譲を通じて農業経営の近代化と農地保有の合理化の促進に寄与してきました。

農業者年金に加入できるのは、60歳未満の国民年金の第一号被保険者で、年間60日以上農業に従事することが要件となっています。国民年金の保険料の免除を受けている人は加入できません。

農業者年金の被保険者は、国民年金の付加保険料を納付（強制適用）しなければならないことになっています。

農業者年金の加入の際に、最初の窓口となるJA等において、市区町村の国民年金窓口等で付加保険料の納付の届出（農業者年金に加入した人は強制適用の届出）を行うように指導されます。



～詳しくは、稚内年金事務所（電話0162-32-1941）または保健福祉課戸籍福祉グループ（電話5-1115内線166、告知端末5-8813）にお問い合わせください。～

町民くらしのカレンダー 7月 (Jul)

注：保セ=保健センター／子セ=子育て支援センター

1 金		17 日	
2 土	こども園運動会9:30～	18 月	
3 日		19 火	後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所)
4 月		20 水	2歳児健康相談10:00～(保セ) 後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所) ノーカードー
5 火	つばみひろば10:30～11:30(子セ)	21 木	骨粗鬆症検診(予約制)(診療所) 後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所)
6 水	ハイハイ講習会10:30～11:30 (こども園遊戯室)	22 金	にこにこ教室10:00～(問寒別生涯学習センター) 後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所)
7 木	めばえひろば10:30～11:30(子セ) 骨粗鬆症検診(予約制)(診療所)	23 土	
8 金	【問寒別出張診療日】 5歳児健康相談13:00～(保セ)	24 日	
9 土		25 月	【心療内科・精神科診療日】 すきっぷくらぶ10:00～11:00(問寒別へき地保育所) 後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所)
10 日		26 火	すきっぷくらぶ10:00～11:00(こども園遊戯室) 後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所)
11 月	【心療内科・精神科診療日】 後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所)	27 水	もぐもぐスクール10:00～(保セ) 後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所)
12 火	わかばひろば10:30～11:30(子セ) ますます健康教室14:00～(保セ) 後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所)	28 木	骨粗鬆症検診(予約制)(診療所) 後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所)
13 水	すくすく検診13:00～(保セ) 後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所)	29 金	にこにこ教室9:30～(保セ) 後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所)
14 木	親子プログラム10:30～11:30(こども園遊戯室) 骨粗鬆症検診(予約制)(診療所) 後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所)	30 土	おもしろ科学館9:30～16:00(総合体育館)
15 金	後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所)	31 日	おもしろ科学館9:30～16:00(総合体育館)
16 土			

告知端末機「知らせますケン」の 視聴についてのお願い!



告知端末機「知らせますケン」では、通常の行政情報だけでなく、緊急の避難警報など、皆さんにとって重要なお知らせ放送をすることがあります。
電源は必ず入れて、1日1回は視聴するようお願いいたします。



☆お誕生おめでとう
渡邊 千衣ちゃん(父智民) 幌延
遠藤 梓央くん(父亮) 栄町
佐藤 杏樹ちゃん(父美彦) 幌延

★お悔み申し上げます
石井 たづゑさん(86歳) 一条北

戸籍の窓



幌延町オリジナルフレーム切手を制作しました!!

幌延町と幌延郵便局で、「出逢い探しの旅路。ほろのべ」をテーマに、オリジナルフレーム切手を合作しました。ブルーポピー、トナカイ、秘境駅などを素材に、幌延町内の地域資源や風光明媚な眺望ポイントを集めた切手となっています。

また、幌延町では、ふるさと納税の返礼品としても活用しており、5,000円以上のふるさと納税で「秘境駅グッズコラボ」または「合鴨ハムコラボ」として選択できるようになっております。◇次の郵便局でお買い求めいただけます。

【販売郵便局】

宗谷管内の郵便局（計39局）

※一部の簡易郵便局は除きます。

【シート構成】

1シート82円切手×10枚

【販売価格】

1シート1,300円

問い合わせ先

産業振興課企画振興グループ 電話：01632-5-1113 (内線232・233・234・235)

秘境駅の里「ほろのべ」 鉄道フォトコンテスト

スマホ・ケータイコース準大賞の2作品のうちの1つは、名寄市の品田裕樹様の作品「紅一点」が選ばれました。

【スマホ・ケータイコース 準大賞】



＜＜紅一点：品田 裕樹 様＞＞

雪が降り積もった改修前の貨車型駅舎「問寒別駅」と駅前の郵便ポストのコントラストが目を引く作品です。白銀の世界に、まさに、紅一点の郵便ポスト。素晴らしい着眼点とタイトルです。ネーミングの勝利でしょうか…。



(平成28年5月末日現在)	男	1,242(+3)
※()内は前月比	女	1,176(+4)
	計	2,418(+7)
	世帯数	1,272(+4)



吉原 悠菜ちゃん
(平成27年10月15日生・幌延) お父さん 学 さん
お母さん メリアン さん
吉原家の第一子の悠菜です。最近ハイハイが出来る様になり、目が離せません。思いやりや笑顔を忘れない素直な子に育ってほしいです。

ほろのべの裏窓

■セミも鳴き始め、ほんのり汗ばむ季節となりました。みなさまいかがお過ごしでしょうか。
■今月号を作成するにあたり幌小の運動会に取材に行ったのですが、競技に一生懸命取り組む子どもたちの姿に目を奪われっぱなしでした。保護者の方々もそんなかわい我が子をフレームに収めようとカメラ片手に飛び回り、競技に挑む子どもたちと同じくらしいの熱心さを感じました。
■さて、7月は幌延神社祭にもしろ科学館といった賑やかなイベントが目白押しです。暑さに負けず、幌延の夏を楽しみたいですね。

【総務財政課総務グループ】

●広報へのご意見、ご要望をお寄せください●

総務財政課総務グループ 電話 5-1111 / 告知端末機 5-8811